

ようしきだい ごう  
様式第 1 号

ねん がつ にち  
年 月 日

もうしたてしよ  
あっせん申立書

いばら き し ちよう さま  
茨木市長様

もうしたてしよ じゆうしよ  
申立者 住所

しめい  
氏名

れんらくさき でんわばんごう  
連絡先 (電話番号)

いん  
印

いばらきししやうがい ひと ひと とも い じやうれいだい じやうだい こう さだ つぎ  
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第10条第1項の定めにより、次  
のとおりにあっせんを申立てます。

さべつ 差別を受けたと される人	じゆうしよ 住所	
	しめい 氏名	もうしたてしよ かんけい (申立者との関係)
	れんらくさき 連絡先	
さべつ 差別をしたと される事業者	じゆうしよ 住所	
	しめい 氏名	
	れんらくさき 連絡先	
たいしやうじあん がいよう 対象事案の概要		
もと 求めるあっせん の内容		
たさんこう その他参考と なる事項		

ちゆう もうしたてしよ しめい じひつ きにゆう おういん しょうりやく  
(注 1) 申立者氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

ちゆう さべつ じぎやうしや ほうじん た だんたい ばあい じゆうしよらん しゅ  
(注 2) 差別をしたとされる事業者が法人その他の団体である場合は、住所欄には主たる  
じむしょまた じぎやうしよしよざいち しめいらん めいしやうおよ だいひやうしや しめい きさい  
事務所又は事業所所在地を氏名欄には名称及び代表者の氏名を記載してください。

ちゆう たいしやうじあん がいよう およ もと ないよう きにゆう らん ふそく  
(注 3) 「対象事案の概要」及び「求めるあっせんの内容」について、記入する欄が不足する  
ばあい べつし ようしきと うえ ていしゆつ  
場合は別紙 (様式問わず) に記載の上、提出してください。

だい  
第  
ねん  
年  
が  
つ  
月  
ご  
う  
号  
に  
ち  
日

もうしたてしや  
申立者

さま  
様

いばら き し ちよう  
茨木市長

あっせんかいしつうちしよ  
あっせん開始通知書

あなたから ねん がつ にち もうした  
年 月 日に申立てがあった、あなたと どの間の  
じあん 事案のあっせんについて、いばらきししやうがい ひと ひと とも い じやうれいだい じやう  
第3項の定めにより、次のとおりかいし することとしましたので、いばらきししやうがい ひと ひと  
も共に生きるまちづくり条 例 施行規則第4 条 第1項の定めにより、つうち  
通知します。

き  
記

1 じあんばんごう  
事案番号

2 あっせんをする者 もの いばらきししやうがいしやきべつかいしやうしえんきやうぎかい  
茨木市障害者差別解消支援協議会

だい  
第  
ねん  
年  
が  
つ  
月  
ごう  
号  
に  
ち  
日

さま  
様

いばら き し ちょう  
茨 木 市 長

つう ち しよ  
通 知 書

あなたから ねん がつ にち もうした のあつたあなたと あいだ じあん との間の事案  
のあつせんについては、つぎ りゆう によりあつせんを行うことが 適切ではないと認められますの  
で、いばらきししょうがい ひと ひと とも い じょうれいしこうきそくだい じょう さだ の定めにより  
つうち  
通知します。

き  
記

1 じあんばんごう  
事案番号

2 り ゆう  
理 由

[ ]

だい  
第  
ねん  
年  
が  
月  
ごう  
号  
に  
ち  
日

ひ もうしたてしゃ  
被申立者

さま  
様

いばら き し ちよう  
茨木市長

かいしつうちしよ  
あっせん開始通知書

もうしたてしゃ  
申立者  
から  
ねん  
年  
が  
月  
に  
日  
に  
もうした  
申立てがあったあなたとの間の事案の  
あっせんについて、いばらきししやうがい  
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第11条第3項  
の定めにより、次のとおり開始することとしましたので、通知します。

き  
記

1 じあんばんごう  
事案番号

2 ものの  
あっせんをする者  
いばらきししやうがいしやさべつかいしやうしえんきやうぎかい  
茨木市障害者差別解消支援協議会

3 もうした  
あっせん申立ての概要  
がいよう

4 りゆういじごう  
留意事項

(1) いばらきししやうがいしやさべつかいしやうしえんきやうぎかい  
茨木市障害者差別解消支援協議会によるあっせんとは、とうきやうぎかい  
当協議会が事案当事者の  
あいだ  
間に入り、当事者間の話し合いによる解決を促す  
あ  
い  
は  
な  
あ  
かいけつ  
うなが  
きじつ  
とうぐたいてき  
ものです。あっせんの期日等具体的な  
てつづき  
手続については、おし  
知らせします。

(2) あっせんの手続に参加する意思がない場合には、ねん  
年  
が  
月  
に  
日  
までにその旨を  
とうきやうぎかい  
当協議会あて通知してください。

(3) この他、あっせん申立てに関する事案の解決に向け、いばらきししやうがい  
茨木市障害のある人もない人も  
とも  
い  
共に生きるまちづくり条例に定めるところにより、とりあつか  
取扱います。

だい  
第  
ねん  
年

がつ  
月

ごう  
号  
にち  
日

もうしたてしゃ  
申立者

さま かくつう  
様 (各通)

ひ もうしたてしゃ  
被申立者

いばらきししょうがいしやさべつかいしょうしえんきようぎかい かいちょう  
茨木市障害者差別解消支援協議会 会長

あっせん (あん) について (ていじ)

ねん がつ にちづ だい ごう により いばらきしちょう かいし つうち じあん  
年 月 日付 第 号により茨木市長があっせん開始を通知した事案に  
ついて、つぎ 次のおりあっせん (あん) をていじ 提示します。

き  
記

1 じあんばんごう  
事案番号

2 あっせんあん ないよう  
あっせん案の内容

3 う い もと りゆう  
受け入れを求める理由

4 う い こと きげんおよ ほうほう  
受け入れるかどうかを答える期限及びその方法

5 た  
その他

だい  
第  
ねん  
年

がつ  
月

ごう  
号  
にち  
日

もうしたてしや  
申立者

さま かくつう  
様 (各通)

ひ もうしたてしや  
被申立者

いばらきししょうがいしやまべつかいしょうしえんきょうぎかい かいちょう  
茨木市障害者差別解消支援協議会 会長

ごういないよう つうち  
合意内容について (通知)

ねん がつ にちづ だい  
年 月 日付け第  
ないよう つうち  
内容を通知します。

ごう ていじ あん つぎ ごうい  
号で提示したあっせん (案) について、次のとおり合意

き  
記

1 じあんぼんごう  
事案番号

2 ごういないよう  
合意内容

だい  
第  
ねん  
年

がつ  
月

ごう  
号  
にち  
日

もうしたてしや  
申立者

さま かくつう  
様 (各通)

ひ もうしたてしや  
被申立者

いばら き し ちよう  
茨木市長

しゅうりようつうちしよ  
あっせん終了通知書

ねん がつ にちづ だい ごと つうち あんけん いばら きししやうがい ひと  
年 月 日付け第 号で通知した案件については、茨木市障害のある人も  
ひと とも い じやうれいしこうきそく い か きそく だい じやう さだ  
ない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（以下「規則」という。）第6条の定めによ  
つぎ りゆう しゅうりよう きそくだい じやうだい こう さだ つうち  
り、次の理由によって終了することとしましたので、規則第6条第2項の定めにより通知  
します。

き  
記

1 じあんばんごう  
事案番号

2 り ゆう  
理由

りゆうきさいれい  
(理由記載例)

- ・ あっせんにより とうがいじあん かいけつ  
当該事案が解決したため
- ・ とうがいじあん かいけつ み こ みと  
当該事案の解決の見込みがないと認められたため

だい  
第  
ねん  
年

がつ  
月

ごう  
号  
にち  
日

いばら き し ちよう さま  
茨 木 市 長 様

もうしたてしや じゆうしよ  
申立者 住所

しめい  
氏名

れんらくさき でんわばんごう  
連絡先 (電話番号)

いん  
印

もうしたてとりさ しょ  
あつせん申立取下げ書

ねん がつ にち もと つぎ もうした とりさ  
年 月 日に求めた次のあつせんの申立てを取下げます。

き  
記

1 じあんばんごう  
事案番号

2 ひ もうしたてしや  
被申立者

だい  
第  
ねん  
年

がつ  
月

ごう  
号  
にち  
日

ひ もうしたてしや  
被申立者

さま  
様

いばら き し ちよう  
茨木市長

あっせんのもうしたとりさ についで (つうち 通知)  
あっせんの申立て取下げについて (通知)

ねん がつ についで だい ぐう についで についで かいし かがわ じあん についで 申  
たてしや ねん がつ についで についで についで についで についで についで についで  
立者より 年 月 日付け第 号により通知したあっせん開始に係る事案について、申  
立てしや ねん がつ についで についで についで についで についで についで についで  
立者より 年 月 日付けであっせんの申立てが取り下げられましたので通知します。

さま  
様

いばら き し ちよう  
茨 木 市 長

いばらきししょうがい ひと ひと とも い じょうれいだい じょうだい こう きてい かんこくおよ  
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第12条第1項に規定する勧告及び  
どうじょうだい こう きてい かいけん ちようしゆ つうち  
同条第2項に規定する意見の聴取について（通知）

ねん がつ にちづ だい ごとく おこな じあん いばらきししょうがい  
年 月 日付け第 号であつせんを行つた事案について、茨木市障害のあ  
ひと ひと とも い じょうれい い か じょうれい だい じょうだい こう きてい  
る人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定に  
ひつよう そち こう かんこく よてい  
より、必要な措置を講じるべきことを勧告する予定としております。

つきましては、条例第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見聴取を実施します。

き  
記

1 あつせん ないよう  
内容

2 いけん ちようしゆ び ねん がつ にち  
意見の聴取日 年 月 日

3 いけんちようしゆ ばしよ  
意見聴取の場所

だい 第  
ねん 年  
が 月  
ごう 号  
に 日  
ち 日

かん 告  
こく 告  
しょ 書

さま  
様

いばら き し ちょう  
茨 木 市 長

ねん 年 が 月 に ち 日 付 第 号 により あ っ せ ん 開 始 し た 事 案 に 関 し て 、 茨 木 市  
しょうがい 障 害 の あ る 人 も な い 人 も 共 に 生 き る ま ち づ く り 条 例 第 12 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 下 記 内 容 を  
じゅたく 受 諾 さ れ る よう かんこく 勧 告 し ま す 。

とうがい かんこく にかかわ 当該勧告に係る もの じゅうしょ およ 者の住所及び しめい 氏名	じゅうしょ 住所	
	しめい 氏名	
とうがい かんこく ないよう 当該勧告の内容 および当該勧告に したが 従うべきことを もと りゆう 求める理由		
とうがい かんこく したが 当該勧告に従う むね また したが 旨又は従わない むね い し ひょうめい 旨の意思の表明 をすべき期限及 びその方法	き げん 期限	ねん 年 が 月 に ち 日 まで
	ほう ほう 方法	れい らい ちよう ゆう そう た (例：来庁、郵送、その他)
さんこう 参考となる事項		

だい  
第  
ねん  
年  
が  
つ  
月  
ごう  
号  
に  
ち  
日

さま  
様

いばら き し ちよう  
茨 木 市 長

いばらきしやうがい ひと ひと とも い じやうれいだい じやうだい ころ きてい ころひようおよ  
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第13条第1項に規定する公表及び  
どうじやうだい ころ きてい いけん ちようしゆ つうち  
同条第2項に規定する意見の聴取について（通知）

ねん がつ にちづ だい ころ かんこく おこな じあん いばらきしやうがい ひと  
年 月 日付け第 号で勧告を行った事案について、茨木市障害のある人  
ひと とも い じやうれい い か じやうれい だい じやうだい ころ きてい  
もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、  
その旨を公表する予定としております。

つきましては、じやうれいだい じやうだい ころ きてい もと しゃくめいおよ しりよう ていしゆつ きかい あた  
つきましては、条例第13条第2項の規定に基づき、釈明及び資料の提出の機会を与える  
ため、下記のとおり意見聴取を実施します。

き  
記

1 あっせん ないよう  
内容

2 かんこく ないよう  
勧告内容

3 いけん ちようしゆ び およ ねん がつ にち  
意見の聴取日及び 年 月 日  
しりようていしゆつ び  
資料提出日

4 いけんちようしゆ ばしよ  
意見聴取の場所